

## 【別表】

## 平成26年度 特定調達品目の分野及び品目一覧


## 9分野70品目

分野	品目
紙類	・コピー用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー(汎用型) ・連射式クリップ(本体) ・事務用修正具(テープ) ・事務用修正具(液状) ・クラフトテープ ・粘着テープ(布粘着) ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・パンチ(手動) ・マウスパッド ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・のり(液状)(補充用を含む。) ・のり(澱粉のり)(補充用を含む。) ・のり(固形) ・のり(テープ) ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム ・つづりひも ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	・いす ・机 ・棚 ・収納用什器(棚以外)
OA機器	・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・記録用メディア ・電子式卓上計算機
エアコンディショナー等	・エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
照明	・蛍光灯照明器具 ・蛍光ランプ(大きさの区分40形直管蛍光ランプ)
自動車等	・自動車 ・乗用車用タイヤ
消火器	・消火器
作業服	・作業服 ・帽子

## 【備考】

- ・古紙、古紙パルプ配合率、再生プラスチック、その他本計画で特段の定めがない語句の定義については、国の定義と同様とする。

## 1 紙類 (3 品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他持続可能性を目指したパルプ利用割合、白度及び坪量を算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。</li> <li>バージンパルプの合法性が担保されていること。</li> <li>製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。</li> </ul>	 エコマーク
トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙パルプ配合率 100% であること。</li> </ul>	
ティッシュペーパー		

### 【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・コピー用紙に係る指標内容と総合評価の計算式は以下のとおり。

指標項目		評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲
基本項目	古紙パルプ配合率 (%) $x_1$	$y_1 = x_1 - 20$	$70 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 80$
	森林認証材パルプ利用割合 (%) $x_2$	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 30$	1	$0 \leq y_2 \leq 30$
	間伐材等パルプ利用割合 (%) $x_3$			1	
	その他持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%) $x_4$	$y_3 = 0.5 \cdot x_4$	$0 \leq x_4 \leq 30$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 15$
加算項目	白度 (%) $x_5$	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	—	$0 \leq y_4 \leq 15$
	坪量 (g/m <sup>2</sup> ) $x_6$	$y_5 = -2.5 \cdot x_6 + 170$	$62 \leq x_6 \leq 68$	—	$0 \leq y_5 \leq 15$


※白度について、 $x_5 < 60$  の場合は  $x_5 = 60$ 、 $x_5 > 75$  の場合は  $x_5 = 75$  とする。


※坪量について、 $x_6 < 62$  の場合は  $x_6 = 62$ 、 $x_6 > 68$  の場合は  $x_6 = 68$  とする。


### ■総合評価値の計算式

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + (y_4 + y_5) \geq 80$$

## 2 文具類 (49 品目)

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
【文具類共通】	<p>【共通基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①プラスチックの場合にあつては、再生プラスチック配合率40%以上であること。</p> <p>②木質の場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>イ 原料として使用される原木は合法的な木材が使用されていること。</p> <p>③紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ バージンパルプの合法性が担保されていること。</p>	 <p>エコマーク</p>
シャープペンシル	・ 共通基準を適用	
シャープペンシル替芯	・ 共通基準を容器に適用	
ボールペン	・ 共通基準を適用	
マーキングペン		
鉛筆		
スタンプ台	・ 再生プラスチック配合率 70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上)	
朱肉		
ゴム印	・ 共通基準を適用	
回転ゴム印		
定規		
トレー		
消しゴム	・ 共通基準を巻紙又はケースに適用	
ステープラー (汎用型)	・ 再生プラスチック配合率 70%以上であること。	
連射式クリップ (本体)	・ 再生プラスチック配合率 70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上)	
事務用修正具 (テープ)		
事務用修正具 (液状)	・ 共通基準を容器に適用	
クラフトテープ	<p>・ 古紙パルプ配合率 40%以上であること。</p> <p>・ バージンパルプの合法性が担保されていること。</p>	
粘着テープ (布粘着)	・ 共通基準を適用	



品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
両面粘着紙テープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙パルプ配合率 40%以上であること。</li> <li>バージンパルプの合法性が担保されていること。</li> </ul>	 エコマーク
製本テープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通基準をテープ基材に適用。</li> </ul>	
ブックスタンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生プラスチック配合率 70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上)</li> </ul>	
ペンスタンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通基準を適用</li> </ul>	
クリップケース		
はさみ		
パンチ (手動)		
マウスパッド		
カッターナイフ		
カッティングマット		
デスクマット		
のり (液状) (補充用を含む)		
のり (澱粉のり) (補充用を含む)		
のり (固形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通基準を容器及びケースに適用</li> </ul>	
のり (テープ)		
ファイル	<p>①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>イ バージンパルプの合法性が担保されていること。</p> <p>②上記①以外の場合にあつては、共通基準を適用。</p>	
バインダー		
ファイリング用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通基準を適用</li> </ul>	
アルバム		
つづりひも	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの要件を満たすこと。</li> </ul> <p>①主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>イ バージンパルプの合法性が担保されていること。</p> <p>②主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチック配合率 70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上)</p> <p>③上記①又は②以外の場合にあつては、共通基準を適用。</p>	

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
ノート	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙パルプ配合率 70%以上であること。</li> <li>バージンパルプの合法性が担保されていること。</li> <li>塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/m<sup>2</sup>以下であり、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。</li> </ul>	 エコマーク
パンチラベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通基準を適用</li> </ul>	
タックラベル	①主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。(粘着部分を除く) イ バージンパルプの合法性が担保されていること。 ②上記①以外の場合にあつては、共通基準を適用。	
インデックス		
付箋紙		
付箋フィルム	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通基準を適用</li> </ul>	
ごみ箱	①主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチック配合率 70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上) ②上記①以外の場合にあつては、共通基準を適用。	
リサイクルボックス		
チョーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用されていること。</li> </ul>	
グラウンド用白線	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生材料が製品全体重量比で 70%以上使用されていること。</li> </ul>	
梱包用バンド	①主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率 100% であること。 ②主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料の再生プラスチックが 25%以上使用されていること。(廃ペットボトルのリサイクル製品は除く)	

#### 【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・金属が主要材料であつて、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とする。
- ・「ステープラー（汎用型）」とは、10号のつづり針を使用するハンディタイプのをいう。
- ・「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- ・「バインダー」とは穴をあけずにとじる、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- ・「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- ・「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

### 3 オフィス家具等（4品目）



品目	評価基準	参考となる環境ラベル
いす	<p><b>【全品目共通基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。</li> <li>①主要材料がプラスチックの場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 再生プラスチックがプラスチック重量比で 10%以上使用されていること。</li> <li>イ 植物を原料とするプラスチックがプラスチック重量比で 25%以上使用されていること。</li> </ul> </li> <li>②主要材料が木質の場合にあつては、次の要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること又は原料として使用される原木は合法的な木材が使用されていること。</li> <li>イ 材料からのホルムアルデヒドの拡散速度が0.02mg/m<sup>3</sup>h 以下であること。</li> </ul> </li> <li>③主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 古紙パルプ配合率50%以上であること。</li> <li>イ バージンパルプの合法性が担保されていること。</li> </ul> </li> <li>④大部分の材料が金属類（95%以上）の棚又は収納用什器の場合にあつては、次の要件を満たすこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 棚板の機能重量が0.1以下であること。</li> <li>イ 単一素材分解可能率が85%以上であること。</li> <li>ウ リデュース及びリサイクルに配慮された設計であること。</li> </ul> </li> </ul>	 エコマーク
机		
棚		
収納用什器（棚以外）		 JOIFA グリーンマーク

#### 【備考】

- ・ エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。ただし、エコマークでは、植物を原料とするプラスチックの基準はない。
- ・ JOIFA グリーンマークが添付されているものは、グリーン購入法に適合している。
- ・ 機能重量とは、棚板の重さ当たりの耐荷重（棚板重量（kg）÷ 棚耐荷重（kg））をいう。
- ・ 単一素材分解可能率とは、製品の部品数のうち、単一素材まで分解可能な部品数の割合をいう。

$$\text{単一素材分解可能率（\%）} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$



#### 4 OA機器（4品目）

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法のトップランナー基準を達成していること。</li> <li>・特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</li> <li>・一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器及び機能の簡素化がなされていること。</li> </ul>	 <p>省エネ ラベリング制度</p>
磁気ディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法のトップランナー基準を達成していること。</li> </ul>	 <p>エコマーク</p>
記録用メディア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースについて、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 再生プラスチック配合率30%以上であること。</li> <li>イ 厚さ5mm程度以下のスリムタイプ又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。</li> <li>ウ 植物を原料とするプラスチックが使用されていること。</li> </ul> </li> </ul>	
電子式卓上計算機（電卓）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。</li> <li>・再生プラスチック配合率40%以上であること。</li> </ul>	

#### 【備考】

- ・電子計算機及び磁気ディスク装置については、緑色の省エネラベルの製品はエネルギー消費効率の基準を満たす。
- ・電子計算機及び記録用メディアについては、エコマーク認定品はグリーン購入法に適合している。
- ・電子計算機及び磁気ディスク装置の対象は、省エネ法の対象機種とする。
- ・「一般行政事務用ノートパソコン」とは、行政事務用として使用するノートパソコンであって、モバイル用を除く。
- ・「搭載機器及び機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア 内蔵モデム、無線LAN、CD/DVD、BDドライブ等は非搭載（カスタマイズ可能）であること。
  - イ USBインターフェースが2つ以上あること。
  - ウ 赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。
- ・記録用メディアの対象は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。
- ・電子式卓上計算機の対象は、通常の行政事務の用に供するものとする。

## 5 エアコンディショナー等（3品目）


品目	評価基準	参考となる環境ラベル
エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上であること。</li> <li>・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</li> <li>・特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</li> </ul>	 <p>統一省エネラベル</p>
ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績係数がJIS適合機種は1.42（APF）以上、JIS適合外機種は1.15（COP）以上であること。</li> <li>・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</li> </ul>	
ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法のトップランナー基準を達成していること。</li> </ul>	<p>省エネラベリング制度</p>

### 【備考】

- ・エアコンディショナー（家庭用）については、省エネ法の多段階評価基準「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」のものが基準を満たす。
- ・ストーブについては、緑色の省エネラベルの製品が基準を満たす。
- ・エアコンディショナーの対象は省エネ法の対象機種とし、冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるものは適用外とする。
- ・ガスヒートポンプ式冷暖房機の対象は、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。
- ・ストーブの対象は、ガス又は灯油を燃料とするものとする。





6 照明 (2 品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
蛍光灯照明器具	<p>【共通基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</li> </ul> <p>①施設用及び卓上スタンドの場合にあつては、省エネ法のトップランナー基準を達成していること。</p> <p>②家庭用の場合にあつては、統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上であること。</p>	 <p>統一省エネラベル</p>
蛍光ランプ (40 形直管蛍光ランプ)	<p>①高周波点灯専用形（Hf）の場合にあつては、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア エネルギー消費効率はランプ効率で100lm/W以上であること。</li> <li>イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。</li> <li>ウ 管径は25.5（±1.2）mm以下であること。</li> <li>エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。</li> <li>オ 定格寿命は10,000時間以上であること。</li> </ul> <p>②ラピッドスタート形又はスタータ形の場合にあつては、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア エネルギー消費効率はランプ効率で85lm/W以上であること。</li> <li>イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。</li> <li>ウ 管径は32.5（±1.5）mm以下であること。</li> <li>エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。</li> <li>オ 定格寿命は10,000時間以上であること。</li> </ul>	

【備考】

- ・蛍光灯照明器具については、省エネ法の多段階評価基準「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」のものが基準を満たす。
- ・蛍光灯照明器具の対象は、省エネ法の対象機種とする。
- ・「施設用」とは、接続機ではなく電源側の電線と接続することが必要な器具をいい、「家庭用」とは、差込プラグや引掛けシーリングローゼット等の接続器により容易に接続できる器具をいう。

## 7 自動車等（2品目）

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車又はクリーンディーゼル自動車（10人以下の乗用車に限る。）であること。</li> <li>ガソリン車については、平成27年度燃費基準達成かつ低排出ガス車であること。（排出ガス基準値は平成17年基準：乗用車は☆☆☆☆、乗用車以外は☆☆☆）</li> <li>ディーゼル車については、平成27年度燃費基準達成車であること。</li> <li>LPガス車については、平成22年度燃費基準達成かつ低排出ガス車であること。（排出ガス基準値は平成17年基準：乗用車は☆☆☆☆、貨物車は☆☆☆）</li> </ul>	 <p>自動車の燃費性能の評価及び公表</p>  <p>低排出ガス車認定</p>

### 【備考】


- 自動車燃費性能評価・公表制度の「平成27年度燃費基準達成車」のラベルが貼付され、かつ、低排出ガス車認定制度の「☆☆☆☆」（乗用車）、「☆☆☆」（小型バス、小型貨物車）のラベルが貼付されているものは、グリーン購入法に適合している。
- 自動車の燃料基準値及び排ガス基準値は、以下のとおり。

### 【燃費基準値】

区分	ガソリン	ディーゼル	LPガス
乗用車	平成27年度燃費基準達成	平成27年度燃費基準達成	平成22年度燃費基準達成
小型バス	平成27年度燃費基準達成	平成27年度燃費基準達成	—
小型貨物車	平成27年度燃費基準達成	平成27年度燃費基準達成	—
路線バス・一般バス	—	平成27年度燃費基準達成	—
トラック等	—	平成27年度燃費基準達成	—
トラクタ	—	平成27年度燃費基準達成	—

### 【排出ガス基準値】


区分	ガソリン車及びLPガス車	
乗用車	平成17年排出ガス基準値より75%以上低減	低排出ガス車認定制度 ☆☆☆☆
小型バス・小型貨物車	平成17年排出ガス基準値より50%以上低減	低排出ガス車認定制度 ☆☆☆

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
乗用車用タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転がり抵抗係数が9.0以下であること。</li> <li>・スパイクタイヤでないこと。</li> </ul>	 <p>低燃費タイヤ 統一マーク</p>

**【備考】**

- ・転がり抵抗係数が9.0以下のものとは、低燃費タイヤ統一マークでのグレードがAAA～Aのものである。
- ・市販用タイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているものは適用外とする。
- ・スタッドレスタイヤは適用外とする。


**8 消火器（1品目）**

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消化薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</li> <li>・廃消火器の回収等のシステムがあること。</li> </ul>	 <p>エコマーク</p>

**【備考】**

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・対象は、粉末ABC消火器とする。(A:普通火災、B:油火災、C:電気火災)
- ・回収等のシステムとは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収するルートを構築していること。
  - イ 製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し、回収方法、回収窓口等が表示又は提供されていること。
  - ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
  - エ 回収された製品のうち、再使用又はリサイクルできない部分については、エネルギー回収すること。

9 作業服 (2 品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
作業服	<p>①ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂配合率が、裏生地を除いて25%以上であること。ただし、裏生地を除くポリエステル繊維が全体の50%未満の場合は、再生PET樹脂が繊維部分重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂配合率10%以上、かつ、製品使用後の回収システムがあること。</p> <p>②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 植物を原料とする生分解性の合成繊維が繊維部分重量比で25%以上使用されていること、かつ、製品使用後の回収システムがあること。</p> <p>イ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維が繊維部分重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>ウ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維が繊維部分重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後の回収システムがあること。</p>	 <p>エコマーク</p>  <p><b>PETボトル 再利用品</b></p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p>  <p>エコ・ユニフォームマーク</p>
帽子	<p>・ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生PET樹脂配合率25%以上であること。ただし、ポリエステル繊維が全体の50%未満の場合は、再生PET樹脂が繊維部分重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ 再生PET樹脂配合率10%以上、かつ、製品使用後の回収システムがあること。</p>	

【備考】

- ・PET ボトルリサイクル推奨マークがついたものは、グリーン購入法に適合している。
- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・エコ・ユニフォームマークがついたものは、グリーン購入法に適合している。
- ・「回収システム」とは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。